

岐阜県公報

号外(二) 令和三年一月十五日

目次

選挙管理委員会告示

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数
岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙において選挙運動
に關し支出することができる金額の制限額

(選挙管理委員会)

(同) 二

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和3年1月14日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,665,556人
- 2 総数の50分の1の数
33,312人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

308,195人

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	338,533	112,845
大垣市	147,013	49,005
高山市	74,165	24,722
多治見市	92,252	30,751
関市・美濃市	89,236	29,746
中津川市	64,346	21,449
瑞浪市	30,898	10,300
羽島市	55,694	18,565
恵那市	41,469	13,823
美濃加茂市	42,627	14,209
土岐市	47,723	15,908
各務原市	121,049	40,350
可児市	94,478	31,493
山県市	22,459	7,487
瑞穂市	43,060	14,354
飛騨市	20,269	6,757
本巣市	42,716	14,239
郡上市	34,419	11,473

下田市	26,893	8,965
海津市	28,660	9,554
羽島郡	39,290	13,097
養老郡	23,845	7,949
不破郡	28,005	9,335
安八郡	19,731	6,577
揖斐郡	55,846	18,616
加茂郡	40,880	13,627

岐阜県選挙管理委員会公告第二十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定による令和三年一月二十四日執行の岐阜県議会議員中津川市選挙区補欠選挙において選挙運動に關し支出するにことができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和三年一月十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

六五七〇 四〇〇E